

日本医療バランスト・スコアカード研究学会  
会則

平成18年11月11日

(第1章 総則)

第1条 本会は日本医療バランスト・スコアカード研究学会（Japan Association for Healthcare Balanced Scorecard Studies：略称H B S C）と称する。

第2条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(第2章 目的および事業)

第3条 本会は医療におけるバランスト・スコアカード（以下「B S C」）の調査・研究を通じ、B S C手法の開発と普及および会員相互の交流をはかり、医療経営の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業・活動を行う。

1. 学術総会、講演会、研修会など。
2. 前項の事業・活動を円滑に進めるため、委員会をおくことがある。
3. 機関誌等、会員の研究成果の刊行。
4. 医療におけるB S Cに関する調査・研究および開発・普及活動。
5. 内外の関連学術諸団体との協力活動。
6. その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(第3章 会員)

第5条 本会の会員は、個人正会員、名誉会員、賛助会員の3種類とする。

1. 個人正会員とは、本会の目的に賛同する者で、当該年度の会費を所定の申込書を本会事務局に提出し、理事会によって承認されたものをいう。
2. 名誉会員とは、本会の進歩発展ために特に功労があった者で、別に定める内規により選出され、評議員の推薦により理事会、評議員会の議を経て、総会で承認されたものをいう。
3. 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または団体で、所定の申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を受け所定の会費を納めたものをいう。なお、賛助会員は無記名で4名まで学術総会に参加することができ、学術総会抄録を1冊配布するものとする。

第6条 会員は次の場合にその資格を失う。

1. 退会の希望を本会事務局に届けたとき。
2. 会費を引き続き2年以上、滞納したとき。
3. 死亡したとき。
4. 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと理事会が判定したとき。

(第4章 役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

1. 会長（1名）
2. 理事（15名以内）
3. 評議員（個人正会員数の15%以内）
4. 監事（2名）
5. 学術総会会長
6. 学術総会次期会長

第8条 本会の役員は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。但し、会長は特命事項を理事に担当させることができる。
2. 会長は、必要と認めるとき、理事の中から会長代行を指名することができる。
3. 会長に事故ある時は、会長代行が指名されている場合には会長代行が、また指名がな

い場合には理事が互選の上、会長代行を指名し、会長の代行を行う。

4. 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
5. 評議員は評議員会を構成し、会の重要事項を審議する。
6. 監事は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。
7. 学術総会会長は本会の学術総会及び会員総会を主宰し、その在任中は理事となる。
8. 次期学術総会会長はその在任中、理事となる。

第9条 本会の役員は次の規定により選出および選任する。

1. 評議員は別に定める方法により正会員の中から選出する。
2. 会長は評議員会において個人正会員の中から選出する。
3. 理事は会長が評議員の中から指名する。
4. 監事は、評議員会で、個人正会員の中から選出する。
5. 役員は、選出後に最初に開催される会員総会において承認を得るものとする。

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。学術総会会長および次期学術総会会長の任期は1年とする。

第11条 役員に欠員を生じた場合には理事会が必要に応じて役員を補充することができる。但し、その任期は前任者の残存期間とする。

#### (第5章 会議)

第12条 本会の会議は会員総会、評議員会、理事会とする。

1. 会員総会は個人正会員をもって構成し、毎年1回原則として10月又は11月に開催する。会長がこれを召集し、当該年度の学術総会会長が議長となる。議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
2. 評議員会は会長がこれを召集し、会長が議長となる。名誉会員は評議員会に出席し、会長の要請により意見を述べる事が出来る。
3. 理事会は理事および監事をもって構成し、会長が必要と認めた場合にこれを召集し、議長となる。
4. 理事会および評議員会の開会は、1/2以上の出席をもって行い、議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
5. 理事および評議員は、本人が会議に出席できない場合、委任状による議事の賛否投票ができる。

#### (第6章 学術総会)

第13条 学術総会における発表は個人正会員に限る。ただし学術総会会長の承認を受けたものは個人正会員以外でも総会で講演を行う事が出来る。

第14条 学術総会の会場、期日、および総会実行委員長と実行委員会の組成は学術総会会長が定め理事会の承認を得る。

#### (第7章 会計)

第15条 本会の経費は年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

第16条 本会会員の年会費は別に定める。名誉会員は年会費を免除する。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。事務局は毎年1回、会計報告を作成し、監事の監査を経て、理事会、評議員会および総会の承認を得る。

(第8章 補則)

第18条 本会の会則は總會の承認を経て改定することができる。

第19条 本会の会則施行に必要な細則は理事会の議を経て別に定める。

第20条 第1期の会長、理事、評議員の選出は、会則第9条の規定に関わらず発起人会において包括承認の上、会員總會において承認を得ることとする。その任期は平成18年3月31日までとする。

付記1 この会則は2004年1月10日より施行する。

付記2 会則変更： 第7条（第4回理事会・第2回評議員会2004/11/12）

第9条（第7回理事会・第3回評議員会2005/11/05）

第4条（第10回理事会・第5回評議員会2006/11/10）

細則変更： 第2条（第7回理事会・第3回評議員会2005/11/05）

第4条（第7回理事会・第3回評議員会2005/11/05）

細則新設：委員会設置に関する細則（第10回理事会・第5回評議員会2006/11/10）

(細則)

第1条 会費の年額は次の通りとする（年額の内には、学会誌の購読料を含む）。

個人正会員： 10,000円

賛助会員： 100,000円

第2条 評議員を希望するものは、評議員3名の推薦を付して、会長に届け出るものとする。

2. 希望者は、連続2年以上、会費を完納した正会員でなければならない。

3. 会長は理事3名で構成される評議員選出審査委員会を招集し、審議を諮問する。

4. 審査委員会は、審査結果を会長に答申し、理事会の承認を経て評議員を選出する。

第3条 この細則は、理事会及び評議員会の議決によって改正することができる。

第4条 (追加)

第9条5項に関わらず、2006年4月から2008年3月末の評議員選出に関して、現評議員の再任については、評議員再任伺い書の回答を理事会にて審議の上、選出する。

(名誉会員推薦規定)

第1条 名誉会員は、次のいずれかに該当するものとする。

1. 本会の正会員として10年以上在籍し、年齢66歳以上であり、かつ次の事項のいずれかに該当するもの。

(ア) 医療バランスト・スコアカードの研究分野において特に学術上の功績が大であるもの。

(イ) 医療バランスト・スコアカードおよび本会の発展に顕著な功績があるもの。

2. 非会員のうち、特に本会の発展に功績が大であるもの。

第2条 名誉会員の推薦に際しては、評議員が次の書類を会長に提出するものとする。

1. 評議員2名以上による推薦書

2. 被推薦者の略歴

3. 推薦理由書

第3条 会長は推薦された候補者について、理事会の議を経て評議員会および總會の承認を得るものとする。

(委員会設置に関する細則)

・設置

第1条 会則第4条2項に基づいて、会長は、本会の会務を円滑に行うために、理事会の議を経て委員会を設置することが出来る。

・組織

第2条 委員は、原則として個人正会員のうちから、会長がこれを委嘱する。

2. 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

・担当理事

第3条 担当理事は会長がこれを委嘱する。

2. 担当理事は委員会の活動を統括し、活動内容を理事会において報告する。

・委員長

第4条 委員長は担当理事が選出し、会長がこれを承認する。

2. 委員長は委員会を円滑に運営し、活動内容を担当理事に報告する。

・運営

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

2. 委員会に事務局を設置し、委員会の庶務を行う。

3. 委員会の会議は議事録を残す。

・雑則

第6条 委員会の運営に関して必要な事項については、当該委員会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

この細則は平成18年11月11日より施行する。